

学校法人四天王寺学園
四天王寺大学短期大学部
機関別評価結果

令和5年3月10日
一般財団法人大学・短期大学基準協会

四天王寺大学短期大学部の概要

設置者	学校法人 四天王寺学園
理事長	南谷 恵敬
学 長	須原 祥二
A L O	原田 保秀
開設年月日	昭和 32 年 4 月 1 日
所在地	大阪府羽曳野市学園前 3-2-1

<令和 4 年 5 月 1 日現在>

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
保育科		120
ライフデザイン学科		100
	合計	220

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

四天王寺大学短期大学部は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和5年3月10日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

令和3年6月25日付で四天王寺大学短期大学部からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

聖徳太子が唱えた古の教えを建学の精神と位置付け、十七条憲法の第一条「和を以て貴しとなす」に象徴される「和の精神」を学園訓として定めている。建学の精神と学園訓は、様々な機会や刊行物等を通して学内外で共有されている。

建学の精神である「和の精神」の特色を生かした様々な公開講座が地域住民の生涯学習の機会として提供され、継続的な地域・社会貢献活動が組織的に実施されている。

学科別に教育目的・目標を確立し、学内外に表明すると同時に、教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込んでいるかの検証を定期的に行っている。ただし、評価の過程で、学科ごとに人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めていないという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。学習成果は、卒業認定・学位授与の方針に明示され、ウェブサイト等により学内外に表明されている。

建学の精神に基づく教育を実現するため、三つの方針を関連付けて一体的に定めている。「和の精神を持ち、実社会で活躍できる人間形成」という卒業認定・学位授与の方針が掲げた目的達成のために、基礎・共通・専門の各教育科目を体系的に編成した教育課程編成・実施の方針と各科目を受講するための資質・能力・目的意識を示した入学者受入れの方針が定められ、学内外に公表されている。

自己点検・評価は、「内部質保証の方針」を掲げ、組織的、計画的かつ継続的な取組みが実行されている。全学における恒常的な内部質保証の取組みは、自己点検・評価報告書としてウェブサイト上で公表している。

教育の質の保証は、アセスメント・ポリシーに定められた査定手法で、短期大学、学科、授業科目の三つのレベルで実施され、それぞれのレベルの状況に合わせたPDCAサイクルを活用して教育の質の向上と充実を図っている。また、教育関連法令の遵守に関しては、学則、諸規則等に手続きが明示されており、変更があればその内容が学則等に反映されるよう、承認プロセスを経て最終的には理事会で決定されている。

卒業認定・学位授与の方針は、学習成果に対応しており、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。また、教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学

位授与の方針に学科ごとに対応しており、教養教育・専門教育の科目を体系的に編成している。入学者受入れの方針は、学科ごとに求める資質、能力、目的意識を明確に示している。学習成果の獲得状況は、量的・質的データを用いて測定する仕組みを持っており、これらの量的・質的データを用いて教育内容・方法及び学習指導等の改善に役立てている。卒業年度生全員と卒業年度生の就職先に対してアンケートを実施しており、卒業後評価への取組みを適切に実施している。

学習成果の獲得に向けて、学習支援及び学生の生活支援を組織的に行っている。就職及び進路支援のために、キャリアセンターを整備し、教職員組織とキャリアセンターが連携して支援を行っている。

教職員組織は、短期大学設置基準を満たしている。専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき論文発表・学会活動等の研究活動を行い、成果をあげている。組織・分掌規程に基づき、事務組織及び職制を定め、業務担当別の所属・人員配置及び責任体制を明確に定めている。教職員の就業に関する規程として、専任教職員就業規則等の各種規程を定め、適切に運用している。

校地及び校舎の面積は短期大学設置基準を満たしており、校舎は必要な授業・演習が行える環境が整えられている。図書館の図書・設備、運動用施設、食堂、学生用アメニティも整備され、良好な教育環境となっている。施設設備、物品の維持管理、防災・防犯対策は、必要な規程が定められ、適切に行われている。学生が参加した避難訓練が定期的に実施され、防災に対する意識を高めている。学生に対して、パソコン等の貸出、遠隔授業対応教室、インターネット環境の整備等の学生支援を行っている。情報機器、ネットワーク環境、ソフトウェア資源は適切に管理・運営され、学内 LAN がキャンパス内の全ての建物に整備され、学生の利便性向上が図られている。

財務状況について、学校法人全体で過去2年間、短期大学部門で過去3年間の経常収支が収入超過となっている。

理事長は、寄附行為の規定に基づき、学校法人を代表して職務に当たっている。学長は、教授会において学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与、その他の教育研究に関わる重要事項に関しての意見を聞き、最終的に判断を下し、適切に大学運営を行っている。監事は、学校法人の業務、財産の状況又は理事の業務執行の状況について適切に監査している。評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって組織され、理事長を含め役員との諮問機関として適切に運営されている。

学校教育法施行規則及び私立学校法に基づき、教育情報及び私立学校法に定められた情報をウェブサイト等に公表・公開している。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- 「建学の精神」の学生に対する啓蒙について、入学式や学位授与式等での講話の機会にとどまらず、必修の基礎教育科目「和の精神Ⅰ(瞑想)」、「和の精神Ⅱ(写経)」を通じて継続的に実践されている。建学の精神である「和の精神」が、瞑想や写経、講話等を通して学生一人ひとりに浸透している。

[テーマ C 内部質保証]

- 教育効果の検証には簡潔に重要項目がまとめられたアセスメント・ポリシーが制定され、短期大学全体及び学科レベルでの検証方針が明示されている三つの方針に基づいた学習成果の評価がなされている。また、学科内での専任教員間の成績評価チェックや学科を越えての成績評価のピア・レビューの実施、入学前から卒業後までの学生データを一元管理する仕組みとして「教学情報一元化データ」の構築など、新たなアセスメントの手法も導入し、内部質保証の向上に努めている。
- 自己点検・評価が中・長期計画に基づき実施され、同計画が掲げる戦略実行のためのPDCAサイクルを回すツールとなっている。特に、三つの方針に沿ったシラバス作成、第三者チェック、シラバスの学生への周知・授業・成績評価、授業評価アンケート、結果フィードバック、改善コメント作成という一連のPDCAサイクルがしっかりと機能している。
- 本協会による内部質保証ルーブリックにおいて一定のレベルを満たし、全教職員が内部質保証に取り組んでいる。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ A 人的資源]

- 相互授業参観の終了後に、授業科目ごとや学科・コースごとに意見交換会を行い、授業・教育方法の改善について議論し、授業改善に組織的に取り組んでいる。形式的に授業参観をするのではなく、意見交換会でしっかりと議論し、前向きに授業改善に取り組んでいる。
- 採用初年度1年間の教育成果を各教員が発表し、その動画を学内ウェブサイトに掲載している。採用初年度の教員が1年間を振り返ることにより教育成果をまとめ、次年度以降に生かすとともに、ほかの教員に対する良い刺激となっている。

[テーマ B 物的資源]

- 学生が年度内に提出できる図書購入希望額が高く設定されていること、市中の書店に出向く学生選書のイベントがあることなど、学生が希望する図書を購入する制度が複数設けられており、学生の図書に対する興味を引き出す取組みがなされている。

[テーマ C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

- 高等教育推進センターにおいて、教職員に対してデータサイエンス、ICT 講習会等が各年度複数回開催され、情報活用能力向上の機会が定期的に提供されている。また、図書館コンピュータ室にはヘルプデスクが設置され相応数のスチューデント・アシスタント (SA) が配置されており、学生相互の情報活用能力向上につながっている。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ B 学長のリーダーシップ]

- 学長は、「人格高潔で和宗四天王寺の得度式もしくは授戒灌頂会を受けた者の中から理事会がこれを任免する」との規定の適合者であるとともに、基礎教養科目「和の精神Ⅰ」、「和の精神Ⅱ」の授業において、建学の精神である「和の精神」に関する講話を行い、エピソード集「こころに学びを。STORIES」への執筆を通して建学の精神の周知活動等、学長としてのリーダーシップを発揮して、教育研究に対する基本姿勢を自ら示している。

(2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 卒業及び免許・資格の取得を目的とする学生が修得すべき単位数については、必要な学習時間を確保し単位の実質化を図るために、年間又は学期において履修できる単位数の上限について、学則又は学則上に根拠規定を置いた規程に定める必要がある。
- シラバスの記載において、「成績評価の方法」では、平常点、平常課題、平常点（コメントを含む）など表記が統一されていない、「成績評価の方法」では、項目全体で 100 パーセントとしているものの、各項目の割合が記載されていない、といった不備が見受けられるので改善が求められる。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下の事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ B 教育の効果]

- 評価の過程で、人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的を、短期大学設置基準の規定にのっとり、学科ごとに学則等に定めていないという問題が認められた。
当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後

は、自己点検・評価を適切に行い、継続的な教育の質保証により一層取り組まれたい。

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

聖徳太子が唱えた古の教えを建学の精神と位置付けている。さらに、十七条憲法の第一条「和を以て貴しとなす」に象徴される「和の精神」を学園訓と定めている。教育基本法等に基づいた公共性を有し、2年間の教育を通して全学生に「和の精神」を学ぶ意義を理解させる仕組みが整っているだけにとどまらず、「和の精神」の考え方が個々の学生に行き届いている。建学の精神と学園訓は、様々な機会や刊行物等を通して学内外で共有されている。

建学の精神である「和の精神」の特色を生かした様々な公開講座が地域住民の生涯学習の機会として提供され、継続的な地域・社会貢献活動が組織的に実施されている。

学科別に教育目的・目標を確立し、学内外に表明すると同時に、教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているかの検証を定期的に行っている。なお、学科ごとに人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めていなかった点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。学習成果は、卒業認定・学位授与の方針に明示され、ウェブサイト等により学内外に表明されている。

建学の精神に基づく教育実現をするため三つの方針を関連付けて一体的に定めている。「和の精神を持ち、実社会で活躍できる人間形成」という卒業認定・学位授与の方針が掲げた目的達成のために、基礎・共通・専門の各教育科目を体系的に編成した教育課程編成・実施の方針と各科目を受講するための資質・能力・目的意識を示した入学者受入れの方針が定められ、学内外に公表されている。

自己点検・評価は、「内部質保証の方針」として規定されており、組織的、計画的かつ継続的な取組みが実行されている。全学における恒常的な内部質保証の取組みは、自己点検・評価報告書としてウェブサイトで公表している。

教育の質の保証は、アセスメント・ポリシーに定められた査定手法で、短期大学、学科、授業科目の三つのレベルで実施され、それぞれのレベルの状況に合わせたPDCAサイクルを活用して、教育の質の向上と充実を図っている。また、学科内での専任教員間の成績評価チェックや学科を越えての成績評価のピア・レビューの実施、入学前から卒業後までの学生データを一元管理する仕組みとして「教学情報一元化データ」の構築など、新たなアセスメントの手法も導入し、内部質保証の向上に努めている。教育関連法令の遵守に関しては、学則、諸規則等に手続きが明示されており、変更があればその内容が学則等に反映

されるよう、承認プロセスを経て最終的には理事会で決定されている。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は学習成果に対応しており、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件も明確に示している。また、教育課程編成・実施の方針は卒業認定・学位授与の方針が学科ごとに対応しており、教養教育・専門教育の科目を体系的に編成している。しかしながら、卒業及び免許・資格の取得を目的とする学生が修得すべき単位数については、必要な学習時間を確保し単位の実質化を図るために、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定めることが望まれる。

保育科では幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格を取得するための課程を持つなど、各学科において職業又は實際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。入学者受入れの方針は、学科ごとに求める資質、能力、目的意識を明確に示している。卒業年度生全員と卒業年度生の就職先に対してアンケートを実施しており、卒業後評価への取組みを適切に行っている。

学習成果は、シラバスに示した成績基準により獲得状況を評価している。GPA や単位数をセメスターごとに確認し、PROG テスト（アセスメントテスト）や学生アンケート、卒業率、就職率、各種試験の合格率などを用いて、学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定し、改善に生かす仕組みをもっている。しかしながら、シラバスの記載において表記が統一されていないため、改善が求められる。

教育研究評議会、大学運営会議、各種委員会を組織することで教職員が連携を図り履修から卒業に至る支援を行っている。また、学習成果の獲得に向けて施設設備や技術的資源を整備し、有効に活用している。

入学手続者に対しては、学科ごとに入学前教育を行い授業や学生生活の情報提供を行っている。また、IBU ドリル（e ラーニング）を導入し基礎学力を向上させ、学習習慣を身につける取組みを行っている。入学者に対して全学オリエンテーション、学科・専攻別オリエンテーションを行い、学習の動機づけに焦点を合わせたガイダンス等を実施している。基礎学力が不足している学生に対しては、英語及び国語の教育学等を専門とするリメディアル教員による個別指導の体制を整備している。

学生支援委員会と学生支援センターを整備し、学生の生活支援を教職員が連携して組織的に行っている。また、学生が組織する学生運営委員会の活動に対して助言や活動のための資金援助を行うなど、学生が主体的に参画する活動が整備されている。

ノートパソコンやタブレット利用の便宜を図るために、充電用コンセントを学生食堂やカフェラウンジ、売店等に配置するなど、キャンパス・アメニティに配慮し、学生の満足度の向上にもつながっている。

就職支援のための施設としてキャリアセンターを整備し、学生への就職斡旋及び相談等、学生の就職活動を全面的に支援している。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

専任教員数は、短期大学設置基準の必要専任教員数を満たしている。専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき論文発表・学会活動等の研究活動を行い、成果をあげている。相互授業参観を実施しており、終了後に授業科目ごとや学科・コースごとに意見交換会を行い、授業・教育方法の改善について議論し、授業改善に組織的に取り組んでいる。また、採用初年度1年間の教育成果を各教員が発表し、その動画を学内ウェブサイトに掲載している。

組織・分掌規程に基づき、事務組織及び職制を定め、業務担当別の所属・人員配置及び責任体制を明確に定めている。事務局には事務局長を置き、事務局長は常務理事及び学長の命により事務局を統括している。教職員の就業に関する規程として、専任教職員就業規則等の各種規程を定め、適切に運用している。

校地及び校舎の面積は短期大学設置基準を満たしており、校舎は必要な授業・演習が行える環境が整えられている。図書館の図書・設備、運動用施設、食堂、学生用アメニティも整備され、良好な教育環境となっている。図書館では、学生の図書購入希望額を高く設定したり、市中の書店に出向く学生選書のイベントを企画するなど、学生の図書に対する興味を引き出す取組みがなされている。学内の情報機器、ネットワーク環境、ソフトウェア資源はセキュリティ対策も含めて適切に管理・運営され、学内LANも導入され学生の利便性向上が図られている。施設設備、物品の維持管理、防災・防犯対策は、必要な規程が定められ、適切に行われている。学生が参加した避難訓練も定期的実施され防災に対する意識を高めている。学生に対して、パソコン等の貸出、遠隔授業対応教室、インターネット環境の整備等の学生支援を行っている。高等教育推進センターにおいて、教職員に対してデータサイエンス、ICT講習会等が各年度複数回開催され、情報活用能力向上の機会が定期的に提供されている。

財務状況について、学校法人全体で過去2年間、短期大学部門で過去3年間の経常収支が収入超過となっている。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、寄附行為の規定に基づき学校法人を代表して、その業務を総理しながらも、学校法人内の各学校を担当する常務理事を置き、学校法人の日常業務を執行させることで、学校法人の管理運営体制を確立している。また、令和4年に学校法人創立100周年の新たな節目を迎えるにあたって、中・長期計画（改訂版）を策定し、財務の安定を図りながら建学の精神、教育目的等に沿った学校法人及び短期大学の運営を行っている。

学長は、教授会において学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与、その他の教育研究に関わる重要事項に関しての意見を聞き、最終判断を下し、教授会を短期大学の教育研究上の審議機関として機能させて、適切に大学運営を遂行している。学生に対しては、授業の中で建学の精神である聖徳太子の「和の精神」についての講話を行い、エピソード集「こころに学びを。STORIES」を通じて建学の精神の周知にも携わることで、短期大学の教育研究に対する基本姿勢を発信している。教職員に対しては、先頭に立って教育研究を推進し、常に教育の質保証に向けた努力を続けており、そのリーダーシップの下で短期大学の運営全般が進められている。

監事は、寄附行為の規定に基づき、決算書類を閲覧し、経理責任者からの説明を受け、更に常務理事、学長、事務局長等から学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況についての報告を聴取した上で、適宜監査を行っている。理事長直下の組織として「内部監査室」が設置されると同時に監事監査規程や内部監査規程、内部監査実施細則が制定され、適切なガバナンスの体制が整備されている。

評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって組織され、寄附行為に基づき適切に運営されている。

情報公開規程に基づき、学校法人の公共性や社会的責任を明確にすることを目的として、教育情報及び私立学校法に定められた情報をウェブサイト等で公表・公開している。